

これまで支援してきた宿泊事業者、旅行者に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

## 体験観光事業者 への支援が追加になりました！

# 旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金

### ポイント

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている県内の宿泊事業者、旅行者、**体験観光事業者**等が取り組む「新しい生活様式」に対応した感染症対策、新サービスの展開等にかかる費用を補助する制度です。

### 対象者 〔担当課〕

- ・ 県内の宿泊事業者〔高知県 観光振興部 おもてなし課〕  
(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けて高知県内で旅館業を営む者であること。)
- ・ 県内の住宅宿泊事業者〔高知県 観光振興部 おもてなし課〕  
(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第4項で規定する者であり、高知県内で住宅宿泊事業を営む者であること。)
- ・ 県内の旅行者〔高知県 観光振興部 おもてなし課〕  
(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条又は第23条に基づき登録を受けた者であり、高知県内で旅行業を営む者であること。)
- ・ **県内の体験観光事業者** **追加**〔高知県 観光振興部 地域観光課〕  
(交付申請時までに「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」特設ウェブサイト(<https://kochi-experience.jp/>)に掲載されている者であり、高知県で体験観光事業を営む者であること。)

※**いずれも中小企業者に該当するものに限り**ます。

特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合等は中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、本補助金を受けることはできません。

### 補助率等

- ・ 補助率： **3/4** 以内
- ・ 補助上限額（下限額）： **500千円**（下限：100千円）



### 対象事業

補助対象事業は、感染症対策として行う「新しい生活様式」に対応した次の3つの事業となります。

- ① 感染症対策事業
- ② 新商品・新サービス展開等事業
- ③ 商品・サービスPR事業



(令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能です。)

## 補助対象となる事業・経費の例

### ① 感染症対策事業

- ・ アクリル板等による間仕切りの設置や換気設備等の整備
- ・ アルコール消毒液やマスク、非接触体温計、空気清浄機の購入
- ・ キャッシュレス決済環境の整備
- ・ 水洗の和式トイレをフタ付き洋式トイレに整備 など

### ② 新商品開発・ 新サービス展開 等事業

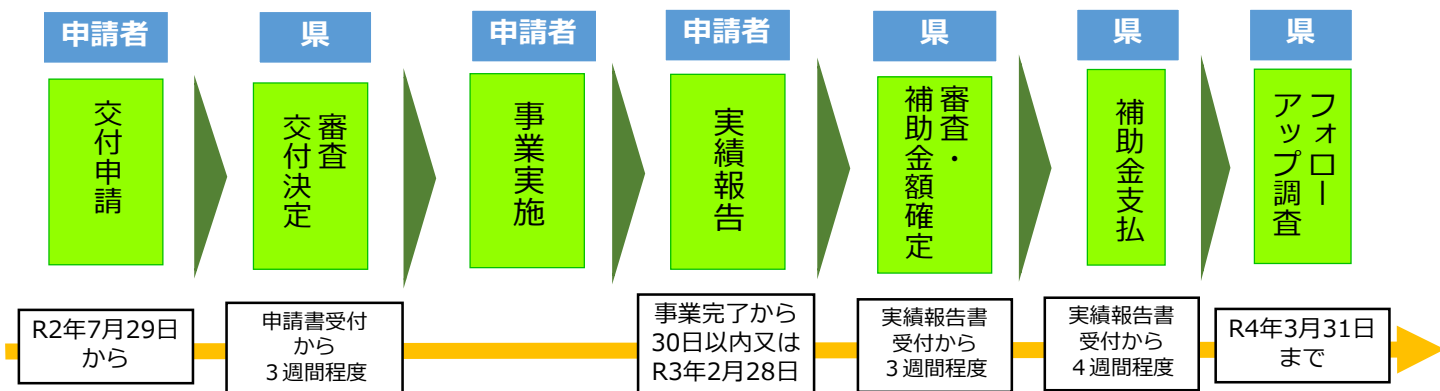
- ・ 施設におけるテレワーク等の新たなサービスの実施
- ・ 新たに取り組むテイクアウト事業やインターネット販売
- ・ オンラインで観光を仮想体験できる新サービスの提供
- ・ 少人数でアクティビティを実施するために必要な体験ツールの購入 など

### ③ 商品・サービス PR事業

- ・ 「感染症対策実施中」を示すポスター、のぼり旗、POPなどの作成
- ・ テイクアウト事業のPRチラシやWEBページの作成
- ・ 感染症対策の取組内容などを周知するための新聞・情報誌への広告掲載
- ・ 「新しい生活様式」に対応した「安心・安全な」取組のPR動画の作成と配信 など

裏面に続く

# 補助事業の流れ



## 申請書類

- ・ 交付申請に必要な書類は、下記のとおりとなります。地域観光課のホームページから各種の様式をダウンロードしてご利用ください。  
⇒[<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/>]※ダウンロードできない場合は当課までご連絡ください。
- ・ 申請書類は、簡易書留など追跡ができる方法でお送りください。  
※持参による申請は受け付けておりません。



チェック欄	書類名等	備考
<input type="checkbox"/>	交付申請書(第1号様式)	
<input type="checkbox"/>	県税の滞納がない旨を証する納税証明書(原本)	申請日3ヶ月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	債権者登録(変更)申請書	
<input type="checkbox"/>	補助金支払口座番号及び名義を確認できる資料(写し)	預金通帳等
<input type="checkbox"/>	事業内容及び積算根拠を確認できる資料(写し)	見積書、パンフレット、図面等
<input type="checkbox"/>	補助対象事業者であることを確認できる資料(写し)	営業許可書等

## 申請にあたっての留意事項

- ・ **「補助金交付決定通知書」の受領後に事業を行う**ことが原則です。  
(令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、さかのぼって補助金の対象とすることができます。)
- ・ 補助事業の**内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要**です。
- ・ 補助金交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告の提出がないと、補助金は受け取れません。**
- ・ **国や県、市町村が助成する他の制度(補助金、委託費等)と経費が重複する事業は補助対象事業となりません。**
- ・ 交付の申請は先着順に受け付けし、**予算がなくなり次第終了**します。

## 【体験観光事業者の問い合わせ先】

高知県観光振興部地域観光課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL : 088-823-9706

FAX : 088-823-9256

E-mail : 020601@ken.pref.kochi.lg.jp